請　　　　　書

（糧食品売買単価契約）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　　名 | | 規　　　　　格 | 単 位 | 予定数量 | 単　価 |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |
| 納入場所 | 防衛医科大学校　　・　　防衛医科大学校病院 | | | | |
| 契約期間 | 自　　　　年　　月　　日　　　　　至　　　　年　　月　　日 | | | | |

　上記の契約をお受けするについては、次の条項に従い履行致します。

第１条　単価には、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

第２条　納入糧食品は、品質形状等すべて定められた規格又は見本どおりで新鮮かつ衛生的なもの

であり、検査に合格するものに限るものとする。

第３条　糧食品の納入は発注書に基づき行うものとし、その変更は書面又は電話によるものとする。なお、発注数量が予定数量に比し著しい変更があっても契約単価の変更は行わない。

第４条　検査の実施の際は、納入者又は納入者の代理人が立ち会うものとし、納入者の都合により

立ち合わないときは、検査の結果について異議を申し立てはしない。

第５条　検査の結果不合格となったときは、納入者の負担において直ちに良品と交換する。

第６条　請求金額は、品目ごとの単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税額・地方消費税

額を加えた額とする。

２　前項の消費税額・地方消費税額は、消費税法第28条第１項及び第29条、地方税法第72条の

83の規定に基づく額である。

第７条　納入代金は、毎１月分を取りまとめ、適法な請求書を提出し、30日以内に支払を受ける。

なお、支払遅延利息については、「政府の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

第８条　天災その他やむを得ない事由により、指示どおりの日時に納入することができないときは、防衛医科大学校又は防衛医科大学校病院の給食に支障をきたさない時間的余裕をもって、担当係

官にその理由を詳記して、納入の延期又は発注の解除を請求する。

第９条　前条以外の理由により、担当係官の承認を得て納入期日を過ぎて納入したときは、遅滞料

として納期日の翌日から起算して納入の日まで遅延1日につき、その遅滞部分に対する契約金額

の0.1パーセントに相当する金額を、指定された期日までに納付する。

第10条　納入者及びその家族又は従業員等並びにその近在に伝染病が発生したときは、速やかに最

寄りの保健所に連絡するとともに納入を中止し、その旨を担当係官に通知してその指示に従う。

第11条　上記の各条項に違反した場合は、契約を解除し、違約金として契約金額（予定数量に契約

単価を乗じた額）のうち、解除部分に対する金額の10パーセントに相当する金額を指定された期日までに納付する。

第12条　独占禁止法違反行為等があった場合、発注者は契約を解除することができる。

第13条　独占禁止法違反行為等があった場合の賠償金は、発注者が契約を解除するか否かにかかわ

らず、実際の損害額又は契約金額の10パーセントに相当する額のいずれか多い額を支払わなければならない。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社等名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先